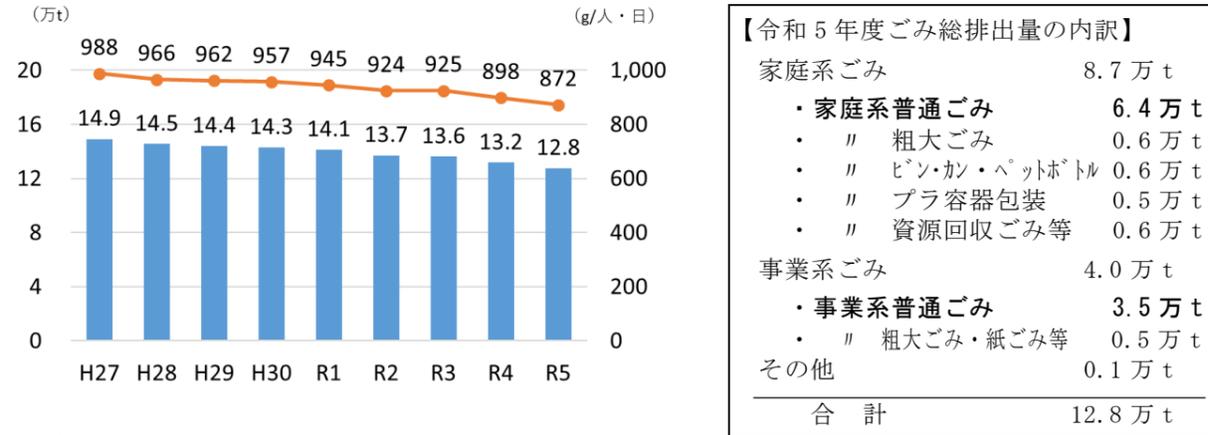


岐阜市ごみ処理有料化計画の概要

1 ごみ処理の現状

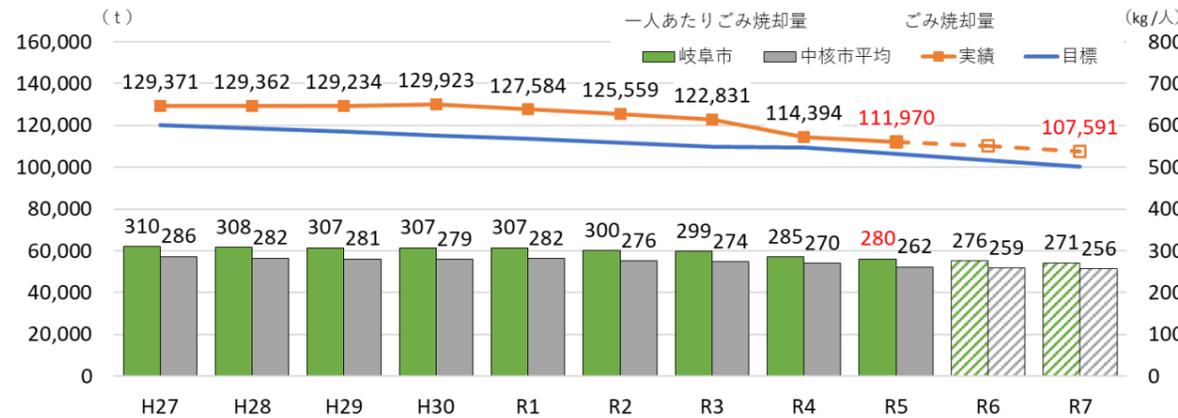
(1) 一般廃棄物（ごみ）の排出状況

- ごみ排出量は、年々減少傾向にあり、令和5年度は12.8万t
- 1人1日あたり排出量は、年々減少傾向にあり、令和5年度は872g



(2) ごみの焼却状況

- 令和5年度のごみ焼却量は、11.2万t。令和7年度は、10.8万tとなる見込み（ごみ減量・資源化指針の目標は、ごみ焼却量10万t以下）
- 令和5年度の本市の1人あたりごみ焼却量：280kg > 中核市平均：262kg

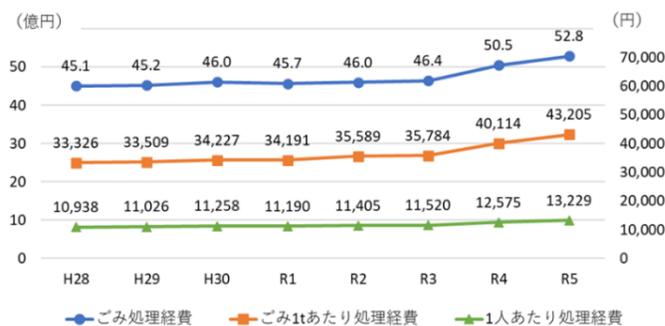


(3) ごみ減量・資源化の取り組み状況

- 雑がみに係る資源分別回収の奨励金を引き上げ（H26～：6円/kg→8円/kg）
- 古紙回収用ボックスを設置（50地区中32地区に39基設置）
- ダンボールコンポスト講座、補助金の交付など、ダンボールコンポスト事業の推進
- プラスチック製容器包装の分別収集開始（R4.4～）
- 事業所への立入調査、指導を強化

(4) ごみ処理に要する経費

- ごみ処理に要する経費は、年々増加している。
- ごみ1tあたりの処理経費、いわゆる「ごみ処理原価」は、年々増加している。



(5) ごみ処理施設の整備推進

- ごみ焼却量の減少等を踏まえ、将来負担も勘案しながら、ごみ処理施設の整備を推進
- ごみ処理施設の建設トン単価が高騰（H14：2,000万円/t→R4：1億円/t [出典：日本環境衛生センター]）
- ごみ処理施設が建設される地域の理解が必要

➡ ごみ処理経費の増加やごみ処理施設の更新に係る将来負担を勘案すると、将来に亘り、ごみを安定的・継続的に適正処理するため、**更なるごみ減量・資源化が必要**

2 地域のごみ処理の課題

(1) ごみステーションの管理運営

●ごみステーションにおける利用者（自治会）の役割と自治体の役割

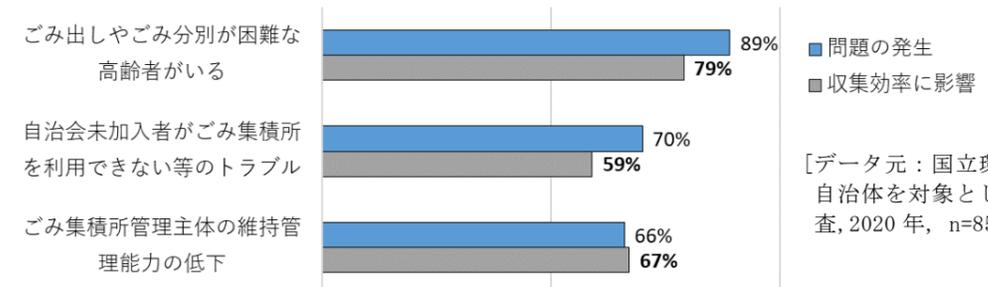
| | 利用者の役割 | | 自治体の役割 |
|-------------|---------------------------------|-----------------|---------------------------------|
| | 組織の役割 | 個人の役割 | |
| ①ごみ集積所の設置 | 設置申請 ごみ集積所設備購入 | | ごみ集積所の設置許可 設備購入の補助 |
| ②ごみ出しと収集 | ルール順守の呼びかけ | 分別・排出日時を守ってごみ出し | ルールの設定と普及啓発 ごみ収集 |
| ③ごみ集積所の維持管理 | ごみ当番等の調整 放置されたごみの対応 設備の改善 | ごみ当番等による清掃 | 清掃支援 放置ごみの対応支援 改善指導・普及啓発等 |

[出典：国立環境研究所 客員研究員 鈴木薫氏]

- 自治会等の地域コミュニティは、ごみステーション管理において非常に重要な役割を担っている
- 本市のごみステーション数は、約2万7千箇所（他中核市の多くは、5千～1万箇所）
- 自治会のごみステーション管理に対する人的、金銭的負担が増加
- ごみをステーションへ自ら持ち出すことが困難な高齢者等が増加

(2) 地域コミュニティの持続

●地域のつながりの希薄化が自治体のごみ収集に与える影響



[データ元：国立環境研究所、全国の自治体を対象としたアンケート調査、2020年、n=853]

- 多くの自治体で、高齢化や地域のつながりの希薄化により、収集効率に影響を与えている
- 総世帯数は増加している一方、自治会加入世帯数は減少しており、自治会加入率は年々低下
- ごみステーションの管理や資源分別回収など、本市のごみ処理は、地域の共助により成立
- 高齢化、地域のつながりの希薄化が進行すると、安定的なごみ処理体制に影響を与える恐れ

➡ 安定的なごみ処理体制を維持していくため、地域コミュニティへの支援が必要

3 ごみ処理有料化

(1) ごみ処理有料化の実施

本市のごみ処理の現状及び地域の課題等を総合的に勘案し、ごみの減量・資源化を推進すること、地域コミュニティの支援を要すること、岐阜羽島衛生施設組合の構成市町（岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町）の有料化制度の導入状況から、ごみ処理有料化を実施する。

(2) ごみ処理有料化の実施時期

- 令和7年～8年 有料化実施に必要な手続き（条例・規則改正、指定ごみ袋製造など）
市民・事業者周知（地域説明会、チラシ全戸配布など）
- 令和8年10月 **ごみ処理有料化実施**

(3) ごみ処理有料化の目的

- ▶ ごみの減量・資源化
 ①ごみの排出抑制と再生利用の促進
 ②排出量に応じた費用負担の公平性の確保
 ③排出者としての意識改革
- +
- ▶ 安定的なごみ処理体制の維持
 ④地域コミュニティの支援
- ※一般的な①～③の目的に加えて、④を目的の1つとして有料化を実施

4 家庭系ごみ、事業系ごみ処理有料化制度

(1) 対象とするごみ

- 「家庭系普通ごみ」と「事業系普通ごみ」
- 有料化の対象外
 - 資源ごみ（ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）
 - 都市美化ごみ（地域のボランティア清掃活動などで出る普通ごみ）

※資源ごみは、市販の無色透明又は乳白色で半透明のごみ袋やレジ袋で排出可能
 ※都市美化ごみは、これまでどおり、個別に市が回収するか、少量の場合には、ボランティア用指定ごみ袋を無料配付し、ごみステーションに排出

(2) ごみ処理手数料の徴収方法及び料金水準

- ごみ処理手数料を含む市指定のごみ袋で排出する「**有料指定ごみ袋方式**」
- ごみ処理手数料は、「ごみ処理原価」「排出抑制・再生利用の促進」「住民の受容性」「周辺市町の料金水準」の観点で検討を行い、**45Lのごみ袋1枚あたり50円**（1Lあたり1.11円）
- ごみ減量への動機づけや多様な生活様式への配慮の観点などから、**3種類（45L、30L、15L）**
- ごみ排出時の利便性を考慮し、口を結びやすく、持ち運びしやすい持ち手付きの形状
 ※事業系普通ごみは、1種類（45L [50円]）で平袋型

| ごみ袋の容量 | 家庭系 | | | 事業系 |
|--------------------|------|------|------|------|
| | 45L | 30L | 15L | 45L |
| ごみ袋1枚あたりの手数料 [税込] | 50円 | 33円 | 16円 | 50円 |
| 手数料額（10枚入り/袋） [税込] | 500円 | 330円 | 160円 | 500円 |

※指定ごみ袋取扱店（スーパー、コンビニ、ドラッグストアなどの小売店を想定）では、全てのサイズを1袋（10枚入り）単位で販売

(3) ごみ処理手数料の減免

- 「生活保護受給世帯」、「天災その他の災害を受けた者（災害ごみ、火事ごみ）」
- 自治会やまちづくり協議会等の地域団体が行うイベント等で発生する「**地域のイベントごみ**」

(4) ごみ処理手数料収入の試算額及び制度実施に伴う経費見込み

- ごみ処理手数料収入：約**9.2億円**（家庭系：約**5.7億円**、事業系：約3.5億円）
- 制度実施に伴う経費：約**3.7億円**（家庭系：約**2.3億円**、事業系：約1.4億円）
 ※ごみ処理手数料収入は、指定ごみ袋の製造費などの制度実施に伴う経費のほか、ごみ減量・資源化施策の推進、地域のごみ処理を支援する経費等に使用

5 ごみ処理有料化に伴う併用施策

- 有料化に併せて新たな施策を実施し、市民の「ごみの減量・資源化」の取り組みを促進
- 安定的なごみ処理体制の維持のため、「地域のごみ処理支援に係る施策」を実施
- 各施策は、市民意見を踏まえると共に、できる限り地域の負担とならない仕組みとする
- 有料化で得られる財源の範囲内で対応

| 区分 | 併用施策 | 概要 |
|---------------|-----------------------------|---|
| (1) ごみの減量・資源化 | ①家庭系剪定枝の資源化 | ・家庭系剪定枝（家庭で庭木を剪定した枝や葉）を回収し、バイオマス燃料などに資源化 |
| | ②プラスチック製品の再商品化（R10年度末までに実施） | ・プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品（スプーン・フォーク、ストローなど）を回収し、再商品化 |
| | ③その他の資源化手法の調査研究 | ・使用済み紙おむつの資源化 ・刈り草や落ち葉、草花の資源化 ・事業系ごみの資源化の推進 |
| (2) 地域のごみ処理支援 | ①ごみステーション維持管理に対する自治会への協力費 | ・カラス対策のネットの購入やごみ当番の謝礼、有料指定ごみ袋の配付など、自治会の裁量で、広い用途で利用できる協力費を交付 |
| | ②高齢者等へのごみ出し支援 | ・ごみをステーションへ持ち出すことが困難な高齢者等に代わって、地域でごみ出しを協力する活動に支援金を交付 |

6 ごみ処理有料化の実施に向けた取り組み

(1) 周知及び啓発活動

- 各地区で市民説明会を開催、広報ぎふや市ホームページ、SNS（LINE、Facebook、X）の活用
- 自治会未加入者や外国人にも情報が届くよう、有料化制度チラシの全戸配布など、様々な媒体を通じて周知啓発

(2) 不適正排出・不法投棄対策

- 不適正に排出されたごみは、「イエローカード」を貼り、一定期間残置し、排出者に注意喚起。その後、内容物調査を行い、排出者が特定できた場合は、直接指導を実施
 ※鳥獣被害等への配慮が必要なごみは、自治会と協議のうえ速やかに回収し、内容物調査・排出者特定を実施
- 不適正排出が繰り返されるステーションは市職員による早朝パトロールや、警察と連携して対応
- 山間部などの市職員及び民間警備会社によるパトロールなどにより、不法投棄を未然防止
- 「不法投棄110番」、「市オンライン申請総合窓口サイト（Logoフォーム）」のほか、市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」に不適正排出・不法投棄通報機能を追加することで、迅速な対応を図る

(3) ステーション管理のルール化

- 実態調査を行い、地域の実情を踏まえ、ステーションの設置基準、利用方法をルール化
- 事業系普通ごみのステーション排出（50kgルール）は、基準を見直し継続

(4) 評価と見直し

- ごみ処理有料化の効果や併用施策の実施状況を、岐阜市環境審議会等において、点検評価
- 点検評価の内容を踏まえ、一定期間ごとに、有料化制度及び併用施策の見直しを実施